

令和4年12月13日
学 校 職 員 課

世田谷区教育委員会規則一部改正に対する教育長の臨時代理による決定について

1 主旨

令和4年特別区人事委員会勧告等に基づく「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い関係規定を整備するため、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」及び「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」を一部改正する必要が生じた。

しかし、本件を速やかに処理する必要があるが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月30日に決定したので報告する。

2 改正内容

「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」

項 目	概 要	施行年月日
【第2条第1項第7号、第14条第1項、及び別表第1】	【特別区人事委員会勧告のとおり実施】 ① 3月支給の廃止 ② 上記に伴う別表の修正	令和5年4月1日

「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」

項 目	内 容	施行年月日
【第4条第1項第1号及び第2号】	【特別区人事委員会勧告のとおり実施】 ① 現行2.05月から2.15月へ引き上げ（0.1月分） ② 再任用職員は1.00月から1.05月へ引き上げ（0.05月分） ③ 引き上げ分は、12月の勤勉手当より割振り	改正規則の公布の日
【同上】	④ 令和5年度の勤勉手当の引き上げ分（0.1月分）は、6月期で0.05月分、12月期で0.05月分 再任用職員は6月期で0.025月分、12月期で0.025月分	令和5年4月1日

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては」及び「これらの期間を」を削る。

第14条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。別表第1備考以外の部分を次のように改める。

欠勤等日数	割合
23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。

3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前				
<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)のうち、基準日以前6箇月間(以下「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(12) 省略</p> <p>2 省略 (支給日)</p> <p>第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。</p> <p><u>(1)</u> 6月に支給する期末手当にあつては6月30日</p> <p><u>(2)</u> 12月に支給する期末手当にあつては12月10日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、同項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>	<p>(支給対象外職員)</p> <p>第2条 条例第27条第1項前段の教育委員会規則で定める職員(条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員(以下「育児休業中の職員」という。)のうち、<u>基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3箇月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6箇月間</u>(以下<u>これらの期間を</u>「支給期間」という。)において勤務した期間がある職員以外の職員</p> <p>(8)～(12) 省略</p> <p>2 省略 (支給日)</p> <p>第14条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。</p> <p><u>(1)</u> <u>3月に支給する期末手当にあつては3月15日</u></p> <p><u>(2)</u> 6月に支給する期末手当にあつては6月30日</p> <p><u>(3)</u> 12月に支給する期末手当にあつては12月10日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、同項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。</p> <p>別表第1(第4条関係)</p>				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;">割合</td> </tr> </table>		割合	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 60%;">欠勤等日数</td> <td style="width: 40%;">割合</td> </tr> </table>	欠勤等日数	割合
	割合				
欠勤等日数	割合				

改正後		改正前		
欠勤等日数		<u>基準日が3月1日又は6月1日である場合</u>	<u>基準日が12月1日である場合</u>	
23日未満	100分の100	<u>12日未満</u>	23日未満	100分の100
23日以上33日未満	100分の90	<u>12日以上17日未満</u>	23日以上33日未満	100分の90
33日以上43日未満	100分の80	<u>17日以上22日未満</u>	33日以上43日未満	100分の80
43日以上53日未満	100分の70	<u>22日以上27日未満</u>	43日以上53日未満	100分の70
53日以上63日未満	100分の60	<u>27日以上32日未満</u>	53日以上63日未満	100分の60
63日以上83日未満	100分の50	<u>32日以上42日未満</u>	63日以上83日未満	100分の50
83日以上103日未満	100分の30	<u>42日以上52日未満</u>	83日以上103日未満	100分の30
103日以上	100分の10	<u>52日以上</u>	103日以上	100分の10
備考 省略		備考 省略		
<u>附 則（令和 年 月 日世教委規則第 号）</u> <u>（施行期日）</u>				
<u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>（令和5年6月に支給する期末手当に関する経過措置）</u>				
<u>2 令和5年6月に支給する期末手当に関するこの規則による改正後の幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項第7号の規定の適用については、同号中「6箇月」とあるのは、「3箇月」とする。</u>				
<u>3 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の規則別表第1の規定の適用については、同表中「23日」とあるのは「12日」と、「33日」とあるのは「17日」と、「43日」とあるのは「22日」と、「53日」とあるのは「27日」と、「63日」とあるのは「32日」と、「83日」とあるのは「42日」と、「103日」とあるのは「52日」とする。</u>				

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の107.5」に、「100分の132.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の52.5」に、「100分の65」を「100分の62.5」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の65</u>）</p> <p>2・3省略</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の102.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の50</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の60</u>）</p> <p>2・3省略</p>

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

第2条による改正後	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (令和4年9月世田谷区教育委員会規則第13号) 及び第1条による改正後
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の107.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の127.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の52.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の62.5</u>)</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日世教委規則第 号)</u> <u>この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 <u>100分の112.5</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の132.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の55</u> (条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては、<u>100分の65</u>)</p> <p>2・3 省略</p>